

鶴岡市告示第 73 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号イの規定により、騒音に係る基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

鶴岡市長 榎 本 政 規

地域の類型	当てはめる地域
A	平成 17 年 9 月 30 日における鶴岡市の区域の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	平成 17 年 9 月 30 日における鶴岡市の区域の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	平成 17 年 9 月 30 日における鶴岡市の区域の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の定めるところによる。